

文化審議会第4期博物館部会（第3回）

議事次第

日時：令和4年7月29日（金）10:00～12:00

場所：文部科学省（旧庁舎2階）第2会議室

議題：

1. 学芸員等の養成・研修等に関する今後の在り方について
2. 博物館資料のデジタル・アーカイブ化の進め方について
3. 改正博物館法の実施に関する基本的な留意事項について
4. その他

資料：

- 資料1 学芸員等の資格の改正に伴う関係規程の整備（案）
- 資料2 学芸員の養成・認定・研修に関する今後の在り方（案）
- 資料3 博物館DXに関する有識者検討会（仮称）について（案）
- 資料4 改正博物館法の実施に関する基本的な留意事項（案）

参考資料1 博物館法の一部を改正する法律について

参考資料2 博物館法の一部を改正する法律の公布について（令和4年4月15日付文化庁次長通知）

参考資料3 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

参考資料4 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年文部科学省告示第165号）

参考資料5 博物館実習ガイドライン（平成21年4月、文部科学省）

学芸員等の資格の改正に伴う関係規程の整備（案）

■改正博物館法における学芸員・学芸員補に関する規定

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
 - 二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
 - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者（1）
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの（2）を含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者（3）

（1）学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者について

（受験資格の整理）

- ・ 博物館法施行規則第3条において、「学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定及び審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする」との規定が置かれている。
今後、大学における博物館に関する科目の単位の修得以外の手段で学芸員となる資格を得るための手段として、資格認定の制度は存置する必要がある。
- ・ ただし、試験認定・審査認定の各受験資格について、現行省令上は学芸員補としての勤務経験年数を求める規定がある。これまでの博物館法では、学芸員補となる資格は、「学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学できる者」に与えられており、多数の者が学芸員補として博物館での実務に従事することができたが、今回の博物館法の

改正により、学芸員補となる資格の要件として、博物館に関する科目の単位の修得等が求められることとなった。

- ・ 学芸員補となる資格の取得自体が、専門科目の修得を前提とするものとして改められたことを踏まえれば、引き続き資格認定の各受験資格に学芸員補としての勤務の経験を求めることは、資格認定制度の実施に支障をもたらす結果となり得る。
- ・ 現行省令における資格認定の各受験資格として、学芸員補としての勤務経験を求めているのは、博物館における実務経験を求めているものと解されることから、今後はその趣旨を正確に反映するため、博物館において学芸員の資格認定を受験するにふさわしい経験を積んだ者が資格認定の受験資格を得られる形に改めることとしたい。
- ・ なお、このように改めたとしても、学芸員としての学問的専門性は試験又は審査によって担保されることから、学芸員補の要件に博物館に関する科目の単位の修得を求めることとした法改正の趣旨に反するものではないと考えられる。

(参考) 現行の博物館法施行規則における受験資格の規定の例

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職(法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。)にあつた者

四 四年以上学芸員補の職にあつた者

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者

イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学芸員補の職にあつた者

ニ その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

(試験認定合格者の実務について)

- ・ 現行省令では、試験認定の筆記試験合格者について、「一年以上学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定」することを求めているが、今回の法改正により、筆記試験合格者が学芸員補となる資格を得ているわけではない場合が生じ得ることとなった。
- ・ 当該規定の趣旨は、専門的な知識の習得が認められた者に、博物館における実務経験を積むことを求めるものであることから、学芸員補となる資格の要件に関する法改正を踏まえ、今後は、博物館において学芸員となるための必要な経験を積むことを求める形に改めることとしたい。

(資格認定によらずに学芸員となる資格を有することを認める者について)

- ・ これまでの制度では、博物館法第5条第1項に定めるように、学士の学位を有して博物館に関する科目の単位を修得していなければ、資格認定に合格するか、(2)に示すように博物館に関する科目の単位を修得した上で学芸員補としての勤務経験等を積むことでしか、学芸員となる資格を有する者とは認められなかった。
- ・ 一方で、学士と同等以上の学力を有しており、かつ、博物館に関する科目の単位を修得した者であれば、資格認定を経ずとも、学芸員となる資格を有する者とすべきと考えられる。例えば、学士の学位取得を経ずに修士や博士の学位を有している者や、外国大学において学士の学位に相当する学位を授与された者などが、博物館に関する科目の単位を修得した場合には、学芸員となる資格があることを認めることが適当と考えられる。

(2) 学芸員補の職と同等以上の職の指定について

(学芸員補の職と同等以上の職の意義)

- ・ 短期大学士の学位を有し、博物館に関する科目の単位を修得した者（これと同等以上の学力及び経験を有する者として省令で定める者を含む。）が、学芸員補として3年間勤務した場合、学芸員となる資格を得ることとされている（法第5条第1項第2号）。
- ・ この規定の趣旨は、学芸員となる資格の取得に学士の学位が求められる一方、学芸員補となる資格の取得には短期大学士の学位で足りることとされているところ、両者の差を博物館における学芸員補としての職の経験でカバーさせようとする点にある。
- ・ 法第5条第2項の規定は、博物館における学芸員補としての勤務の経験以外に、これと同等以上の経験として認められるものを文部科学大臣が指定することで、学芸員となる資格の取得方法を多様化させることを意図したものである。

(学芸員補の職と同等以上の職)

- ・ 平成8年以後、文部科学大臣告示として、以下の職について学芸員補の職と同等以上の職を指定してきたところである。同告示については、規定する職の内容は基本的に維持しつつ、必要な技術的修正を加えることとする。

■ 現行の文部科学大臣告示において学芸員補の職と同等以上の職に指定されている職

- ・ 博物館相当施設において博物館資料に相当する資料の収集・保管・展示・調査研究に従事する職員の職
- ・ 独立行政法人国立文化財機構において文化財の収集・保管・展示・調査研究に従事する職員の職
- ・ 文部科学省、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国

立美術館において博物館資料に相当する資料の収集・保管・展示・調査研究に従事する職員の職

- ・ 地方公共団体の教育委員会、学校、社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集・保管・展示・調査研究に従事する職員の職
- ・ 社会教育主事及び司書

(3) 学芸員補となる資格を有する者に関する規定の整備について

(学芸員補となる資格に関する法改正の趣旨)

- ・ 従前の博物館法では、大学に入学することのできる者は学芸員補となる資格を得ることと規定されていたが、大学進学率の増加等の社会背景を踏まえ、今回の改正により、学芸員を助ける専門的な職である学芸員補となる資格についても、博物館に関する科目の単位を修得することを求め、短期大学士の学位を要件とすることとしている。
- ・ 法第5条第2号では、この新たな要件と同等以上の学力及び経験を有する者について文部科学省令で規定することとしているが、この範囲づけに当たっても、改正法の趣旨を踏まえて、①博物館に関する専門性、②短期大学士の学位に相当する学力の2つの点に留意する必要がある。

(学芸員補となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者について)

- ・ 改正法では、学芸員補となる資格の取得に際しても、博物館に関する専門性を求めることとしていることから、これと同等以上の学力及び経験を有する者の範囲を定めるに当たっても、大学における博物館に関する科目の単位の修得を要件とすることは不可欠であると考えられる。
- ・ その上で、短期大学士の学位を有する者と同等以上の学力がある者として、4年制の大学に2年以上在学して必要単位を修得した者や、学校教育法施行規則に規定（短期大学を卒業したものと同等以上の学力がある者として、例えば、高等学校の専攻科を修了した者や専門職大学の前期課程を修了した者の一部、高等専門学校を卒業した者などを認めている）される者等を定めることが適当と考えられる。

学芸員の養成・認定・研修に関する今後の在り方（案）

（基本的な考え方）

- ・ 学芸員制度の今後の在り方については、「実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き博物館部会において継続的に検討していく必要がある」（文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」令和3年12月20日）とされている。
- ・ 答申に示された中長期的な議論を行うことはもとより、まず着手できるものから、学芸員関係の制度の整備を図る必要がある。

（1）学芸員養成課程の今後について

（博物館に関する科目について）

- ・ 学芸員となる資格を取得するために修得することが求められる博物館に関する科目の単位として、博物館法施行規則は、下記の9科目19単位を定めている。

科 目	単 位 数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

- ・ これらの単位は、平成24年度以後、学芸員等の博物館における専門的職員に求められる知識を教授するための科目の単位として安定的に運用されてきていることから、原則として維持するが、博物館法の目的に「文化芸術基本法」が加えられたこと等を踏まえて、対応を検討することが必要と考えられる。
- ・ その上で、改正法が、博物館が地域の他の主体と連携することや、デジタル・アーカイブに取り組むこと等を求めていることを踏まえ、これからの博物館に特に必要とされる専門的知識に深く関わる科目については、標準的なカリキュラムの開発を検討する。

（博物館実習について）

- ・ 博物館実習は、学芸員等となる資格を得ようとする者に、博物館現場等における業務を実際に体験させ、学芸員等としての実践的な能力の向上を図るものであるが、短期の実習では十分にその目的を果たし得ないことがあるとの指摘が見られる。

- 平成 21 年に文部科学省が策定した博物館実習のガイドラインでは、10 日程度の実習を前提とした記載となっているが、このような指摘も踏まえて、より長い期間を想定した実習の在り方を検討する。また、現在実習を受け入れている博物館側の負担を軽減するため、博物館に係る事業を行う企業・団体における実習の取扱いを検討する。

(2) 学芸員の資格認定の今後について

(試験認定の意義と頻度)

- 学芸員に関する資格認定制度は、大学における博物館に関する科目の単位の修得に代えて、資格取得を希望する者の専門性を審査するものであるが、博物館法は、学芸員となる資格を得る方法として、第一義的には大学における必要科目の単位の修得を求めており、資格認定の仕組みは、あくまでも大学における学修を補完するものである。
- 資格認定のうち試験認定については、近年、毎年 100 人程度が受験しているが、そのうちの半数程度は筆記試験科目が免除されており、実際に筆記試験を受ける者は 50 名程度にとどまっている。

(参考) 近年の受験者数と合格者数

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
受験者数	92 名	107 名	109 名	87 名	114 名
筆記試験免除者数	35 名	45 名	45 名	38 名	54 名
合格者数	40 名	52 名	52 名	46 名	65 名

- このような実態を踏まえつつ、効率的かつ効果的な資格認定の在り方を検討する。たとえば、審査認定の実質化や、放送大学等の通信教育や夜間大学等におけるリカレント教育の活用を促すことで、高い専門性を有する者や実務経験を積んだ者が、学芸員資格を取得する機会を失うことのないよう配慮しつつ、試験認定の頻度について、原則として隔年での実施とすること等を検討する。

(選択科目の廃止)

- また、現行の試験認定に当たっては、博物館概論や博物館経営論などの博物館に関する専門科目を必須科目として課し、それに加えて、文化史や美術史、物理、化学などの選択科目を課している。
- 一方で、今日の博物館の在り方は極めて多様なものとなっており、これらの選択科目を受験させる意義が相対的に乏しくなっている。このため、試験認定における試験の科目は、必須科目としての博物館に関する専門科目のみとし、選択科目の受験は求めないこととすることを検討する。

(審査認定の実質化)

- ・ 資格認定のうち審査認定については、博物館に関する高い専門性や長期にわたる実務経験を踏まえて、受験希望者の申請に基づき、博物館に関する学識及び業績を審査して行うこととされている。博物館の多様化に対応し、十分な専門性や実務経験を有する者に対して資格を与える観点からは、今後、審査認定の制度をより円滑に運営することが求められる。
- ・ 現在、審査認定は、受験者の学識や業績を審査するための書面審査と、意欲や態度について審査するための面接審査から構成されているところ、この構成の見直しを含めて、法令の趣旨に則った審査の在り方を改めて整理する。

(3) 学芸員等の資質の向上方策について

(文化庁認定研修リスト)

- ・ 学芸員等の博物館職員の知見を広げ、その専門性や職務能力の向上を図るため、文化庁や関係独法において各種の研修が実施されている。これらのうち、特に学芸員の資質の向上に資すると考えられるものを「認定研修（仮称）」として位置づけ、リスト化の上で公表することを検討する。
- ・ 特に文化庁が行う研修の内容や対象者等については、改正法の趣旨を踏まえたものに改め、今後の博物館活動において求められる能力の涵養を図る。例えば、館長などの管理職を対象としたマネジメント能力の向上研修や、各博物館職員のキャリアに応じた内容を提供する研修等を実施する。この際、研修の受講機会の確保にも配慮する。

(認定研修受講者)

- ・ 上記の「認定研修（仮称）」を受講した者は、その受講研修の数や内容について積極的に発信（名刺への記載や各館のウェブサイトにおけるスタッフ紹介等を活用）することで、博物館職員として有している能力・専門性を証明し、その信頼性を高めることができる。また、各館に属する職員の状況の可視化につながることを期待される。

(イメージ)

文化庁・独法等が行う認定研修の受講数を星数により名刺や各館のスタッフ紹介欄等でアピールし、受講した研修等を元に各職員の持つ専門性について発信することを奨励。

(想定される認定研修の例)

- ・ 文化をつなぐ研修 (★)
- ・ ミュージアムPR研修 (★)
- ・ トップマネジメント研修 (★)
- ・ 保存担当学芸員研修 (★)
- ・ 企画・展示セミナー (★)
- ・ 在外派遣研修 (★) ほか



博物館DXに関する有識者検討会（仮称）について（案）

（1）検討の目的

第4期文化審議会博物館部会（第2回）における議論を踏まえ、博物館における資料のデジタル・アーカイブ化や博物館の業務のデジタル化について、その考え方や具体的な進め方等を各博物館に示すため、有識者による実務的な検討を行う。

（2）検討の目標

以下の要素を含む「博物館DXに関する取組の整理（仮称）」について検討を深め、その結果を博物館部会に報告する。

（指針において示すべきポイント）

- ① 博物館DXの要素を整理（データの集積・管理やデジタル・コンテンツの作成、業務のデジタル化など）し、全体像を描くこと
- ② 各要素における取組のステップについて手順を示すこと
- ③ 各関係者（ステークホルダー）に期待される役割を示すこと

（3）検討体制

博物館部会委員を含む有識者数名による実務的な検討会を行い、その検討結果を博物館部会で報告する。この際、検討会自体は文化審議会の下で実施するものではなく、文化庁による独立した有識者会議として位置づけ、非公開で行う（博物館部会での報告として、検討の結果を公開する）。

博物館部会委員を検討会の座長とし、その他の構成員については、博物館資料のデジタル・アーカイブや著作権等の権利処理、ドキュメンテーション、デジタル資料の活用等の観点について知見のある有識者から、座長において選任する。

（4）検討スケジュール

今夏より3～4回程度、集中的に検討会を開催し、年内には博物館部会への検討結果の報告を行うことを目指す。

改正博物館法の実施に関する基本的な留意事項（案）

（1）博物館の登録基準について

- ・ 博物館部会（第1回）における議論を踏まえ、各教育委員会が博物館の登録基準を定めるに当たり参酌すべき基準の主な要素として、以下のとおり整理している。
- ・ 必ずしも定量的な基準ではなく、各館の規模や扱う資料の性質等に応じて審査を行うことを前提とした上で、各館が備えるべき要素を示している。各教育委員会において、これを参酌して教育委員会規則等に基本的な基準を定めていただくことを想定。
- ・ なお、各都道府県の教育委員会が定める審査基準は、必ずしも教育委員会規則の形式によって全て定めることまでを求めるものではない。

（博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制）

○以下を実現するための体制が確保されていること

- ・ 博物館の運営に関する基本的な方針を定めていること
- ・ 博物館の運営に関する基本的な方針に則り、公益に資するよう運営を行うこと
- ・ 資料の収集・管理の方針を定めていること
- ・ 自ら定めた資料の収集・管理の方針に従った体系的な資料収集等を行うこと
- ・ 資料の目録を作成し、資料の情報を適切に管理・活用すること
- ・ 資料の展示を公衆に対して行うこと
- ・ 資料に関する調査研究を行い、その成果を博物館の利用者に還元すること
- ・ 資料を用いた学習機会の提供などの教育活動を行うこと

（学芸員その他の職員の配置）

○以下を実現するための職員配置を行うこと

- ・ 館長が博物館運営の基本的な方針に基づき、適切なマネジメントを行うこと
- ・ 館の性質や扱う資料等に応じた専門性を有する学芸員を配置すること
- ・ 博物館運営の基本的な方針に基づく業務遂行に必要な職員を配置すること
- ・ 職員に対する研修の実施や、職員の研修への参加機会を確保すること

（施設及び設備）

○以下を実現するための施設及び設備を有すること

- ・ 博物館資料の収集や保管等を、安定的・継続的に行うこと
- ・ 防災・防犯の観点から必要な配慮がなされること
- ・ 高齢者や障害者、傷病者など多様な来館者に対する配慮がなされること

- ◆ 上記の省令において示す基準のほか、実際の審査に当たっての留意事項として、主に以下に掲げる事項を各都道府県に周知する。

(その他の留意事項)

- ・ 公立博物館の登録に当たっては、指定管理者による運営が行われているとしても、設置者たる地方公共団体又は地方独立行政法人において申請が行われる必要があること。また、私立博物館の登録に当たっては、当該博物館を設置する法人の経済的基礎、担当役員の知識・経験や社会的信望を審査するため、下記(2)に示す書面等による確認を行うこと。
- ・ 開館日数(年間150日以上)の要件については、必ずしも、利用者が物理的に来館できる日数のみをもって考えるのではなく、本部会(第2回)資料2に示す考え方に基づき、博物館が外部に対して活動している日数を含めて判断すること。
- ・ 博物館資料をデジタル化して展示する博物館については、展示以外の博物館活動(資料の収集・保管、教育普及、調査研究等)の観点から、物理的な展示を行う博物館と同等以上の活動の充実が見られることを前提に、登録対象として差し支えないこと。

(2) 登録の申請の際に提出を求める書類について

- ・ 上記の参酌すべき基準への適合性と、設置者である法人の適格性を判断するためには、少なくとも以下の書類の提出を求めることが適当と考えられることから、法第12条第2項第2号に定める「基準に適合していることを証する書類」の考え方として、下記の事項を都道府県の教育委員会の事務の参考とすべく周知する。
- ・ これら以外に、各都道府県の教育委員会の判断により、追加して書類の提出を求めることは妨げられないが、博物館の登録申請に当たって、申請者の過重な負担となることのないよう配慮することが求められる。
- ・ なお、法第12条第1項及び第2項第1号に定められるとおり、登録申請書(登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所、登録を受けようとする博物館の名称及び所在地等を記載したもの)の提出及び館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの)の添付は前提となる。

(設置法人の適格性)

①公立博物館の場合

- ・ 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例
- ・ 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書

②私立博物館の場合

- ・ 法人登記事項証明書(設置者が法人であることを証明するための書類)
- ・ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
- ・ 博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類

- ・ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- ・ 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類

(博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制)

- ・ 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- ・ 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- ・ 博物館資料の目録（当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。）
- ・ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- ・ 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

(学芸員その他の職員の配置)

- ・ 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- ・ 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- ・ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- ・ 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類
- ・ 職員への研修の実施計画又は実績（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）

(施設及び設備)

- ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該博物館の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類
- ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
- ・ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- ・ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

※ なお、法第13条第1項第2号に示す要件である、「博物館の設置者が、……登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと」については、各都道府県の教育委員会が取消しを行った情報を文化庁において集約し、各都道府県教育委員会の担当部局に情報提供することを検討する。

(3) 学識経験者への意見聴取等の手続について

- ・ 改正法では、博物館の登録に当たって学識経験者の意見聴取を行うこととされているところ、この意見聴取の具体的な方法について、本部会（第1回）資料2に示した点を踏まえて、以下のとおり整理している。これらの点について、都道府県の教育委員会の事務の参考とするべく周知する。

(意見聴取の方法)

- ・ 学識経験者による合議体（委員会等）の形式をとることや、複数回にわたって意見聴取をすることが必ずしも求められるものではなく、博物館の特性（取り扱う博物館資料の種類等）を踏まえて、適切な学識経験者を選定することを前提として、効率的に実施して差し支えないこと
- ・ 意見聴取を行う学識経験者として想定される者は、例えば、都道府県が設置する博物館やすでに登録等を受けた域内の博物館の職員や、域内の大学教員等の専門家が挙げられること
- ・ 学識経験を伴って実地において審査を行うなど、各都道府県のこれまでの審査の在り方を踏まえた対応を講じることは差し支えないこと

(聴取に際しての留意事項)

- ・ 学識経験者の意見聴取は、あくまでも、都道府県教育委員会による登録の審査に当たっての一手順であって、学識経験者の意見を踏まえて登録を行うか否かは、各教育委員会において判断されるべきものであること（学識経験者が登録の可否を判断することを想定しているものではない。）
- ・ 登録の可否にかかわらず、学識経験者の意見を申請者に伝達することにより、申請中の博物館の更なる質の向上に資することが期待できること
- ・ 文化庁においても、学識経験者として考えられる者のリストを作成する事業を実施しており、作成したリストを各都道府県教育委員会に情報提供する予定であること

現状・課題

【現状】

● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- 社会教育施設として、資料の
 - ①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究を行う機関
- 博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- 学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能

【課題】

● 設置形態の多様化

- 約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- 地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- 文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

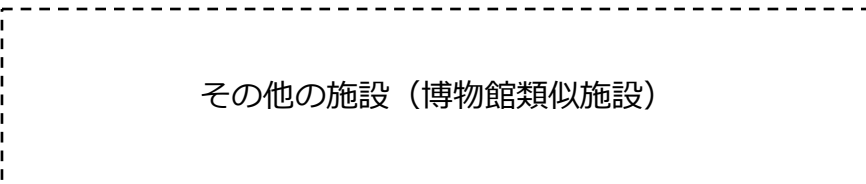
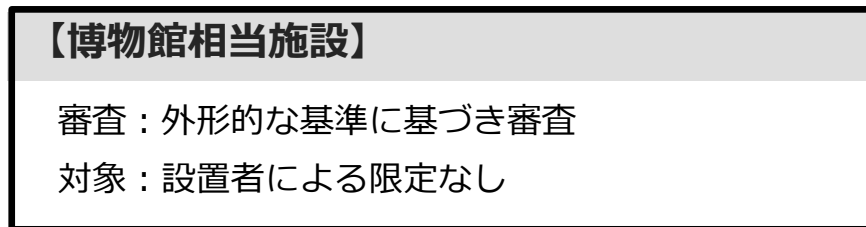
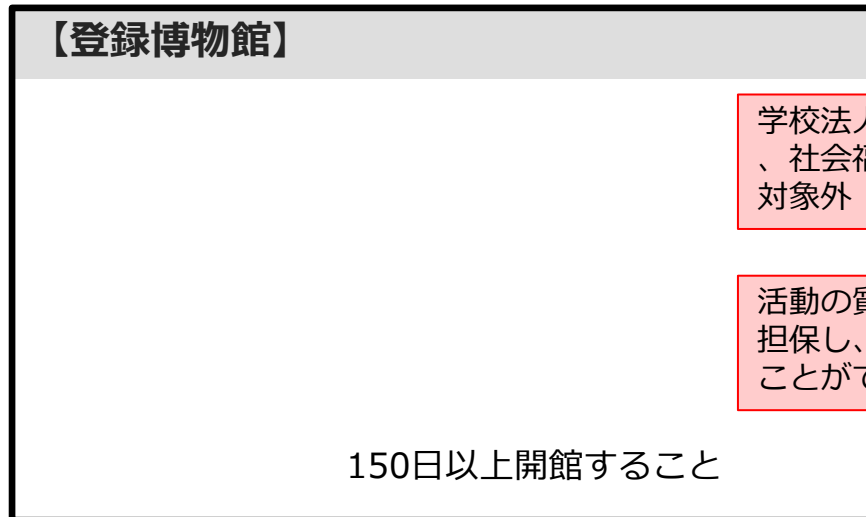
- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

令和4年度の博物館法改正のポイント

- すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すとともに、により、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ
- また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

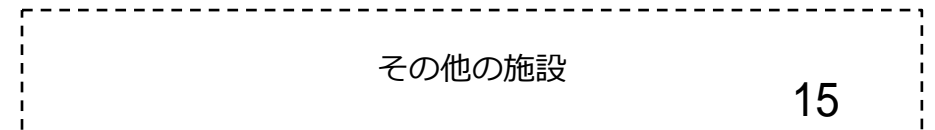
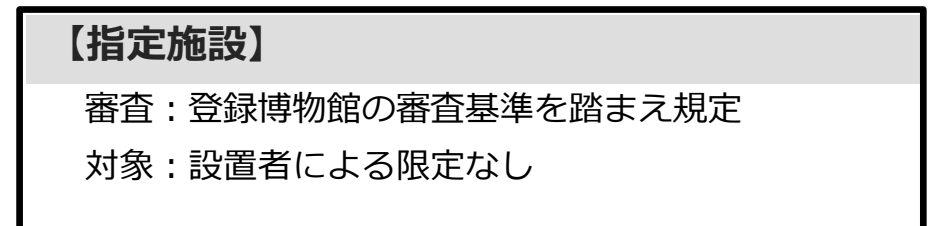
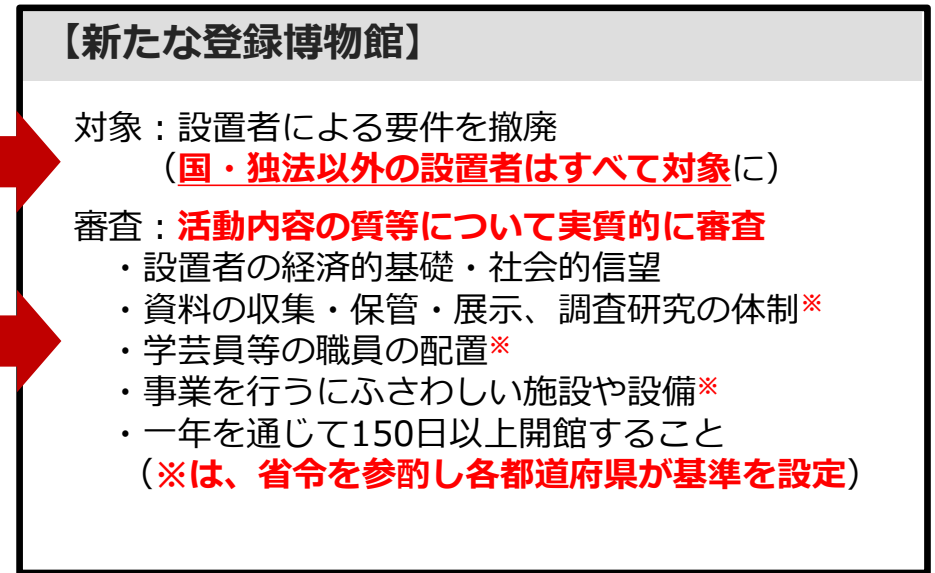
【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度



【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による「底上げ」と「盛り立て」を図る制度



1. 博物館事業の見直し

○博物館資料の**デジタル・アーカイブ化を明確化**

新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した課題への対応

○成果の活用、関係機関との**連携協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化**

多様化する地域課題等への効率的・効果的な対応

2. 設置主体の見直し

	登録博物館	指定施設	その他施設
登録要件 (設置主体)	<p>地方公共団体 一般（公益） 社団・財団法人、宗教法人 等</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>地方独立行政法人や会社等の民間の法人に対象を拡大</p> <p style="text-align: center;">設置主体の多様化への対応</p>	<p>制限なし</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>引き続き制限なし</p>	
登録要件 (その他)	<p>館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>博物館としての活動も考慮</p> <p style="text-align: center;">博物館運営の改善・向上への寄与</p>	<p>学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>登録要件の改正踏まえ検討 (省令・教育委員会規程での規定)</p>	<p>法律上の位置付けなし (社会教育調査上の分類)</p>
予算	博物館機能強化推進事業（新規予算・4.2億円） 他		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用 ○特別交付税の申請が可能 ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 	<p>(措置無し)</p> <p>(措置無し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 	-

株式会社



(出典)
<https://www.mori.art.museum/jp>

○森美術館
開館：2003年
設置：森ビル株式会社
「国際性」と「現代性」を追求し、現代アートを中心に建築やデザイン等、世界各地の先鋭的な創造活動を独自の視点で紹介。コレクションは日本とアジア太平洋地域の現代美術に焦点を当てている。



(出典)
<https://www.enosu.com/>

○新江ノ島水族館
開館：2004年
設置：株式会社新江ノ島水族館
「相模湾と太平洋」と「生物」を基本テーマとする。JAMSTECとの共同研究による展示コーナー、皇族の海洋生物研究成果の展示コーナーも設置している。



(出典)
<https://www.tsumura.co.jp/hellotsumura/>

○ツムラ漢方記念館
開館：2008年(リニューアル)
設置：株式会社ツムラ
漢方・生薬に特化した記念館として、漢方の歴史、生薬の標本、最新の研究発表を展示。漢方製薬の製造工程や品質管理まで、専門スタッフが案内を行う。主に医療関係者を対象に公開。

学校法人



(出典)
<https://www.meiji.ac.jp/museum/>

○明治大学博物館
開館：2004年
昭和4年に刑事博物館、昭和26年に商品陳列館、翌年に考古学陳列館が相次いで開館し、2004年に現在の形で新装開館。法令文書、刑罰道具、石器、土器等の考古学研究室の研究成果等を展示。



(出典)
<https://www.waseda.jp/enpaku/>

○早稲田大学坪内博士記念演劇博物館
開館：1928年
昭和3年に坪内逍遙博士が古稀の齢に達し、シェークスピア全集の翻訳が完成したことを機に建設。図書、演劇資料、芝居絵、舞台写真等、古代から現代にいたる演劇・芸能、民俗芸能及びシェークスピアについての展示を行う。



(出典)
<https://www.tamabi.ac.jp/museum/>

○多摩美術大学美術館
開館：1982年
大学院開設に伴う教育施設の拡充の一環として附属美術参考史料館の名で図書館内に併設されたのち、2000年から現在の名称で開館。古今東西の美術品、考古学資料、デザイン資料を収蔵。卒業生、在校生等の作品による企画展も実施している。

社会福祉法人



○ボーダーレス・アートミュージアムNO-MA
開館：2004年
設置：社会福祉法人グロー
日本初のアール・ブリュットの展示を目的とした美術館。開館前からアール・ブリュットの作家の発掘に取り組み、日本、アジア地域の420名の作家の作品調査を行っている。

(出典) <https://www.no-ma.jp/>

地方独立行政法人



○大阪市立自然史博物館
開館：1974年
設置：地方独立行政法人大阪市博物館機構
前身の大阪市立自然科学博物館は1950年開館。動物・昆虫・植物・地史・第四紀の各分野の標本約140万点及び関連する図書資料17万点を収蔵。2019年に大阪市の指定管理から地独の設置・運営となった。

(出典) <http://www.mus-nh.city.osaka.jp/>

美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償**する制度。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。（補償上限額 950億円）。



ゴッホ展
Collecting an Ough
Gotho Exhibition

【補償対象の展覧会の例】
ゴッホ展—響きあう魂 ヘレーネ
とフィンセント
(令和3年9月18日～令和3年
12月12日)
出典：東京都美術館HP

登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。**登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる**。登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶
(金森宗七 制作)
公開館：東京国立近代美術館
(国立工芸館)
出典：文化庁HP

特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び博物館相当施設からなる寄託先美術館へ寄託**していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した**寄託相続人は、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予**され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。

希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は博物館相当施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きていない個体に係るものを除く）、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能**。

著作物の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、図書館と同様に、その営利を目的としない事業として、**図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる**。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

登録博物館に関する主な税制上の優遇措置(令和3年度)

○国税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることことができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

○地方税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館の事業に対する事業所税の非課税	博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。
博物館の設置を主の目的とする者に対する法人住民税の非課税	博物館の設置を主の目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。

事業概要

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

- 補助額・率：

①地域課題対応支援事業	上限 5百万円
②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業	上限 20百万円
- 事業期間：令和4年度～

①地域課題対応支援事業（5百万円上限）

- 博物館が社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向かう先進的な取組を支援
- 博物館とまちづくりや福祉、教育、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者との連携が必須

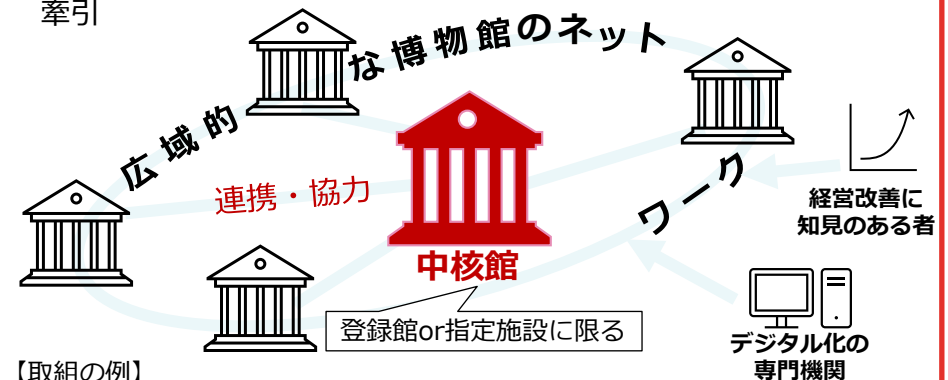


【取組の例】

- 地域の人口減少・過疎化・高齢化に対応した取組
- 少子化・子育て支援に対応した取組や未来を担う人材育成にかかる取組
- 地域課題解決に向けた多世代の学びの創出にかかる取組
- 社会包摂（孤立・孤独対策を含む。）や多文化共生を促進する取組
- 持続可能な社会の実現（地球温暖化・地域の環境破壊等への対応を含む。）に向けた取組
- 地域の文化財や文化・自然資源の保存・活用を通じたまちづくり・地域活性化の取組
- 地域の文化・自然・産業資源を生かした観光振興・産業振興に資する取組
- 国際交流・国際発信による地域活性化に資する取組
- デジタル技術等の先進技術を用いた新たな鑑賞・体験・学習モデルの創造によるコミュニケーション活性化の取組
- 実物に触れる感動の醸成による地域資源・博物館資源の価値向上（地域ブランドの向上）と新たな知の共有にかかる取組
- その他の社会的・地域的な課題に対応し、地域における博物館の機能強化の推進に資する取組

②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業（20百万円上限）

- 博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による単館では解決が難しい課題の解決への取組を支援
- 広域的又は多様な機関等が協働するために、自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携
- 中核館が事業に参画する連携館への資源の共有を行い、連携館を牽引



【取組の例】

- 博物館資源の活用・応用による社会的・地域的な課題への対応
- 単独の博物館（特に小規模館）では実現が困難な課題への対応
- 人材交流や連携活動を通じた職員の資質向上や資料価値の磨き上げ
- 博物館の社会的価値・便益や国際的価値の創造・向上
- 経営課題への対応
- デジタルアーカイブやコンテンツ等の連携・共有による課題対応
- 国際的ネットワークの構築による課題対応
- 災害対応・防災等に当たって博物館資料を保全するための対応
- その他の課題対応のためのネットワークの形成を通じた博物館の機能強化の推進に資する取組

- ・多様な主体と連携して地域的・社会的課題を解決するなど、博物館が**社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うことが求められていること。**
- ・国際博物館会議で決議された「**文化をつなぐミュージアム**」の**理念の徹底の重要性**と今回の改正法の規定(第3条第3項等)との関係
- ・**デジタル・アーカイブ化とその公開の加速**
- ・**登録の審査基準**(今後文化審議会において審議の上、文部科学省令等を制定)、**登録を促すメリットやインセンティブの重要性**(知名度・信用の向上、税制や法律上の優遇措置、文化庁による予算上の支援等)
- ・**館長や学芸員をはじめ博物館の職員に対する研修の重要性**
- ・**学芸員の資格要件の見直しが改正法に盛り込まれなかった理由と学芸員の処遇改善**(社会的地位の向上、雇用の安定等)
- ・**国立博物館・美術館の博物館法上の位置付け**(登録の対象ではなく指定施設とされたこと、ナショナルセンター的機能等)
- ・**障害のある方々の作品創造・展示の機会の増大、施設や展示手法のバリアフリー化**
- ・**学芸員の男女率と比べて、館長に占める女性の割合が相対的に低いことから、性別にかかわらず、各館の課題や特色を踏まえた人材の登用**

博物館法における博物館の入館料に係る規定について

- 博物館法第23条においては、公立博物館（地方公共団体が設置する登録博物館）は、入館料等を徴収してはならないとされており、同条は、博物館法制定当時（昭和26年）、社会教育のための機関である公立博物館が、地域住民に真に生活の道具として利用されるためには、無料公開するべきであるという考えのもと置かれたもの。
- 一方、博物館法制定当時においても、入館料が収入の相当部分を占めている博物館があった状況も踏まえ、同条ただし書において、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることとされており、入館料については各館の実情を踏まえて設置者が適切に判断すべき事柄。今回の法改正でもこの点に変更はない。
- 平成29年時点でも約8割の公立博物館が入館料を徴収している。なお、私立博物館（社団・財団法人や宗教法人等が設置する登録博物館）については、入館料等に係る規定はない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

【参考】平成29年度間における登録博物館の入館料の状況（平成30年度社会教育調査より）

	公立博物館	私立博物館
入館料あり	465館（78%）	282館（93%）
入館料なし	132館（22%）	21館（7%）
計	597館	303館

博物館の入館料に係る国際的な状況について(ICOM規程及び各国事例)

- 博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織である『ICOM (International Council Of Museums) 』では「ICOM職業倫理規程 (Code of Ethics) 」を策定し、世界中の博物館が一定の基準を満たした活動を実現できるよう基本的指針を示している。
- 同規程中『博物館』の定義として「社会とその発展に奉仕する一般に公開された**非営利の恒久的な施設**」とされている。
- 同規程中『非営利団体』の定義として「(剰余金もしくは利益を含む) **収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される**、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。」とされている。
- 同規程の非営利に対する定義を鑑みるに、**博物館が収入を得ることを直ちに否定している訳ではなく、収入が博物館自体およびその運営のために利用されることを求めているものと理解している。**

○イコム職業倫理規程 (2004年10月改定) (抄)

用語集

- ・ **博物館** 社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである
- ・ **非営利団体** (剰余金もしくは利益を含む) 収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

【参考】諸外国の主要博物館における入場料金 (文化庁調べ)

施設名(国、都市)	入場料金	無料措置
ルーブル美術館(フランス・パリ)	●大人: 17€ (2,190円)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・身体障害者と付添1名 ・18~25歳までのEU圏国籍者 ・毎月第一土曜日18:00~21:45
大英博物館(イギリス、ロンドン)		無料
メトロポリタン美術館(アメリカ、ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ●大人: 25\$ (2,844円) ●シニア(65歳以上): 17\$ (1,934円) ●学生: 12\$ (1,365円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・12歳以下
中国国家博物館(中国、北京)		無料

4 文庁第 2 5 6 号
令和 4 年 4 月 1 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学法人の長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
日本芸術院長
各文部科学省所管独立行政法人の長
公益財団法人日本博物館協会会長
全国美術館会議会長

文化庁次長
杉浦 久弘

博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第 208 回国会（常会）において博物館法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、令和 4 年 4 月 15 日に、令和 4 年法律第 24 号として公布されました。

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）は、博物館を社会教育施設として位置づけ、戦後我が国が復興する中で、全ての国民に貴重な実物に触れる機会を提供し、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与してきました。その一方で、法の制定から約 70 年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館に求められる役割や機能は多様化・高度化しています。例えば、平成 29 年に改正された文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）や、令和元年の国際博物館会議（ICOM：アイコム）京都大会において示された「文化をつなぐミュージアム」の理念に表されるように、博物館には、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになって

きました。また、新型コロナウイルス感染症の影響の下での経験から、博物館が有する多様なコンテンツのデジタル・アーカイブ化を加速させる必要性も高まっています。

改正法は、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うため、社会の変化に応じた博物館の実現を図るための所要の改正を行うものであり、一部を除き令和5年4月1日に施行することとされています。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれては、これらを十分に御了知の上、関係する規程の整備等事務処理上遺漏のないようお願いします。また、文化芸術基本法及び改正法の趣旨に鑑み、各地方公共団体におかれては、博物館に係る事務を担当する部局と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業担当部局その他の関係部局間の有機的な連携に格別の御配慮をいただくとともに、域内の市（指定都市を除く。）区町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

なお、文化庁においては、博物館の登録に係る審査の基準の策定に当たり参酌すべき文部科学省令等について今後整備を行うこととしており、当該省令等によって定められる事項の詳細については、追って通知する予定です。

<添付資料>

- 別添1 博物館法の一部を改正する法律の概要
- 別添2 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）
- 別添3 博物館法の一部を改正する法律 新旧対照表

記

第1 法律の概要

1 法律の目的

- (1) 博物館法の目的に、文化芸術基本法の本質に基づくことを追加すること（第1条関係）

2 博物館の定義

- (1) 博物館の定義について、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置したものに限ることとしていた規定を改め、これら以外の法人が設置するものであっても、8に示す登録を受けたものについては博物館とすること（第2条第2項関係）

- (2) 博物館のうち、地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを「公立博物館」とし、それ以外のものを「私立博物館」とすること（第2条第2項～第3項関係）

3 博物館の事業

- (1) 博物館が行う事業に、①博物館資料に係る電磁的記録を作成（デジタル・アーカイブ化）し、公開すること、②学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成・研修を行うことを追加すること（第3条第1項第3号及び第11号関係）

4 他の博物館等との協力等

- (1) 博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物や情報の交換等の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする（第3条第2項関係）
- (2) 博物館は、その事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関や民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術・文化の振興、文化観光等の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする（第3条第3項関係）

5 学芸員補の資格要件

- (1) 学芸員補となる資格を有する者について、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とすること（第6条関係）

6 館長等に対する研修

- (1) 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対して、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとすること（第7条関係）

7 登録の申請

- (1) 博物館の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次の事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならないこと（第12条第1項関係）
 - (ア) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称・住所
 - (イ) 登録を受けようとする博物館の名称・所在地
 - (ウ) その他都道府県教育委員会の定める事項

- (2) 上記の登録申請書には、次の書類を添付しなければならないこと（第12条第2項関係）
- (ア) 博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織等の博物館の運営上必要な事項を定めたもの（館則）の写し
 - (イ) 8に示す登録の基準に適合していることを示す書類
 - (ウ) その他都道府県教育委員会の定める書類

8 登録の基準等

- (1) 都道府県の教育委員会は、登録について申請されている博物館が次の(ア)～(カ)のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館を登録しなければならないこと（第13条第1項関係）
- (ア) 当該申請に係る博物館の設置者が地方公共団体又は地方独立行政法人であるか、次の要件をすべて満たす法人（国及び独立行政法人を除く。）であること（第13条第1項第1号関係）
 - (一) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること
 - (二) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること
 - (三) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること
 - (イ) 当該申請に係る博物館の設置者が、10(4)に示すところにより登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと（第13条第1項第2号関係）
 - (ウ) 博物館資料の収集・保管・展示や、博物館資料に関する調査研究を行う体制が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第3号関係）
 - (エ) 学芸員等の職員の配置が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第4号関係）
 - (オ) 施設及び設備が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第13条第1項第5号関係）
 - (カ) 一年を通じて150日以上開館すること（第13条第1項第6号関係）
- (2) 都道府県の教育委員会が、前記8(1)の(ウ)から(オ)の基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

ること（第13条第2項関係）

- (3) 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（第13条第3項関係）

9 博物館の登録手続

- (1) 博物館の登録は、都道府県の教育委員会が、次の事項を博物館登録原簿に記載して行うものとする（第14条第1項関係）

- (ア) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称・住所
- (イ) 登録を受けようとする博物館の名称・所在地
- (ウ) 登録の年月日

- (2) 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前記9(1)の(ア)～(ウ)の事項をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第14条第2項関係）

- (3) 博物館の設置者は、登録された博物館の設置者の名称・住所や、博物館の名称・所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこと。
また、都道府県の教育委員会は、当該届出があったときは、登録事項の変更登録を行い、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第15条関係）

10 登録された博物館に係る手続

- (1) 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に都道府県の教育委員会に報告しなければならないこと（第16条関係）

- (2) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとする（第17条関係）

- (3) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が登録の基準に該当しなくなったと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。また、勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
それらの勧告・命令を行うに当たっては、あらかじめ、博物館に関し

学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（第 18 条関係）

- (4) 都道府県の教育委員会は、登録した博物館の設置者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができること（第 19 条第 1 項関係）
- (ア) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき
 - (イ) 前記 9（3）の変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - (ウ) 前記 10（1）の報告の義務に違反したとき
 - (エ) 前記 10（2）の都道府県の教育委員会の求めによる報告・資料の提出をせず、又は虚偽の報告・資料の提出をしたとき
 - (オ) 前記 10（3）の命令に違反したとき
- (5) 都道府県の教育委員会は、博物館の登録を取り消すときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととし、登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該博物館の設置者に通知するとともに、インターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第 19 条第 2 項及び第 3 項関係）

1 1 博物館の廃止

- (1) 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととすること。また、都道府県の教育委員会は、当該届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第 20 条関係）

1 2 博物館に相当する施設（指定施設）

- (1) 文部科学大臣・都道府県の教育委員会・指定都市の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設のうち、それぞれ次のものを博物館に相当する施設として指定することができること（第 31 条第 1 項関係）
- (ア) 文部科学大臣は、国又は独立行政法人が設置するもの
 - (イ) 都道府県の教育委員会は、国・独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するものを除く。ただし、都道府県が設置するものは、指定都市の区域内に所在するものも含む。）
 - (ウ) 指定都市の教育委員会は、国・独立行政法人・都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- (2) 前記 1 2（1）の指定をした者は、当該指定をした施設（以下「指定

施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなるとき等の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての指定を取り消すことができること（第31条第2項関係）

- (3) 前記12(1)の指定、前記12(2)の指定の取消しをした者は、当該指定・取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第31条第3項関係）
- (4) 前記12(1)の指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的・技術的な指導・助言を与えることができること（第31条第4項関係）
- (5) 指定施設は、その事業を行うに当たっては、前記4の趣旨を踏まえ、博物館や他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関、民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする（第31条第5項関係）
- (6) 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館や他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施等の博物館や他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする（第31条第6項関係）

13 附則（施行期日及び経過措置等）

- (1) この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行するものとする（附則第1条関係）
- (2) この法律の施行に関し、次の必要な経過措置等を定めること
 - (ア) 改正法の施行の際に現に学芸員となる資格を有する者は、改正法の施行後も第5条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなされること（附則第2条第1項関係）
 - (イ) 改正法の施行の際に現に博物館において学芸員補の職にある者は、改正法の施行後も当該博物館において学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができること（附則第2条第2項関係）
 - (ウ) 改正法の施行日前に行われた改正前の博物館法（以下「旧博物館法」という。）第11条に基づく登録の申請であって、改正法の施行の際に、登録をするかどうかの処分がなされていないものについての登録の処分は、旧博物館法の規定により行われるものとする（附則第2条第3項関係）

- (エ) 改正法の施行の際、現に旧博物館法第 10 条の規定に基づく登録を受けている博物館については、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、8 (1) による登録を受けたものとみなされること。また、前記 1 3 (2) (ウ) により旧博物館法の規定により登録を受けた博物館についても、同様とされること (附則第 2 条第 4 項関係)
- (オ) 博物館の事業に類する事業を行う施設であって、改正法の施行の際に現に旧博物館法第 29 条に基づく指定を受けているものは、1 2 (1) の指定を受けたものとみなされること (附則第 2 条第 6 項関係)
- (3) 本則における登録の取消しに係る規定や、指定施設の取扱いに係る規定の改正に合わせて、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号)、美術品の美術館における公開の促進に関する法律 (平成 10 年法律第 99 号)、展覧会における美術品損害の補償に関する法律 (平成 23 年法律第 17 号) の規定を改めること (附則第 4 条及び第 5 条関係)

第 2 留意事項

- 1 改正後の博物館法第 1 条 (以下、単に条項のみを示す場合は、改正後の博物館法の条項を指すものとする。) に定める法の目的について、文化芸術基本法の本質に基づくことを規定した趣旨は、博物館が、その事業を通じて文化の振興を図り、もって心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与する施設であることを明確にする点にあり、博物館には、社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められること。
- 2 第 2 条第 1 項において、これまで設けられていた博物館の設置主体を限定する規定を改めたことにより、地方独立行政法人や社会福祉法人、学校法人、株式会社等が博物館を設置しようとする場合であっても、その設置者から適法に申請を受けたときは、第 13 条に定める要件を満たす限りにおいて博物館として登録されるものとなること。
- 3 第 3 条第 1 項第 3 号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

- 4 第3条第1項第5号に定める博物館の事業としての「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」については、博物館が現に収集、保管等する資料とそれに関連する調査研究のみならず、当該資料が関係する地域や学術分野における調査研究を幅広く含むこと。また、博物館における教育や交流、デジタル化や広報等、博物館の活動一般に関する調査研究を含むこと。
- 5 また、第3条第1項第6号に定める博物館の事業としての「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究」については、博物館における教育・交流活動一般に関する調査研究を含むこと。
- 6 第3条第2項において、博物館が他の博物館等と相互に連携を図りながら協力するよう努めることとし、また、第3条第3項において、博物館が地域の多様な主体と相互に連携を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるとしているのは、令和元年に行われた国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえた規定であり、各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組み、もって地域の活力の向上に寄与することを期待するものであること。
- 7 第3条第3項において「地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする」と規定するうちの
- ① 「その他の活動」には、まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動を含み、
 - ② 「地域の活力の向上」には、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題を解決することを含むこと。
- 8 第6条第2号の学芸員補となる資格を有するための要件を規定する文部科学省令については、今後、文化審議会において有識者等からの意見を聴取しつつ整備することとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。
- 9 第7条においては、文部科学大臣と都道府県の教育委員会が博物館の職員の資質向上のために行う研修の対象者として、新たに、博物館の館長と学芸員・学芸員補以外の博物館に勤務する職員を加えており、各教育委員会におかれては、とりわけ、館長が館の展示内容等に関する専門性への理解を深め

るとともに、館の魅力の社会への発信、地域社会への関係構築、館全体のマネジメント等に係る専門的能力を向上させられるよう取り組むことが期待されること。

1 0 第 12 条第 2 項に規定する、都道府県の教育委員会が博物館の登録に係る審査基準を定めるに当たって参酌すべき基準については、今後、文化審議会において有識者等からの意見を聴取しつつ文部科学省令を整備することとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。

1 1 旧博物館法第 19 条において規定されていた博物館の所管に係る条項を改正法において削除しているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定により、引き続き、公立博物館の所管は当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会に属すること。

ただし、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、各地方公共団体の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合は、地方公共団体の長の所管に属することとなること。

このため、地方公共団体の長の所管に属する施設を公立博物館として取り扱うには、当該施設について、条例により、地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することを定める必要があること。

1 2 第 31 条第 1 項において、博物館に相当する施設の指定に係る事項を定めることとされている文部科学省令では、博物館の登録に関する経過措置の内容を踏まえて、附則第 2 条第 6 項に基づき経過措置として指定を受けたものとみなされる施設の取扱いについても定めることとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。

1 3 独立行政法人国立科学博物館法（平成 11 年法律第 172 号）、独立行政法人国立美術館法（平成 11 年法律第 177 号）及び独立行政法人国立文化財機構法（平成 11 年法律第 178 号）に基づき設立される各独立行政法人が設置する博物館に類する事業を行う施設については、改正法において、登録の対象とされていないが、そのほとんどは、第 31 条及び附則第 2 条第 6 項により、指定施設とみなされることが想定され、全国の博物館のネットワークの中核的な役割を果たすナショナルセンターとしての機能を発揮することが期待されること。

1 4 学芸員の在り方については、学芸員に求められる専門的な能力を再定義

しつつ、養成課程の状況は博物館現場におけるニーズを総合的に検討するなど、文化審議会において中長期的な課題として継続的に検討を行うこととしていること。

なお、改正法に係る国会審議においても、学芸員をはじめとする専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めること等により、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保に努めるよう配慮することが繰り返し求められているところであり、このことも踏まえ、各博物館の設置者において、それぞれの館に勤務する学芸員等の職員の処遇改善等が図られるよう、適切に御対応いただきたいこと。

- 1 5 改正法は、博物館と地域の様々な主体との連携の推進を図るものであり、文化芸術基本法に基づき、博物館の事業と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の施策との有機的な連携が図られるよう配慮される必要があること。

この配慮の中には、例えば、博物館の事業を通じてインクルーシブな社会づくりが推進されるよう、施設や展示手法のバリアフリー化や、障害のある方々の作品創造・展示の機会を充実すること等も含まれること。

- 1 6 改正法は、博物館において、地域や社会の多様な課題に対応する役割が果たされることを期待するものであり、その観点から、博物館における職員の多様性に配慮することが求められること。特に、我が国の博物館においては、学芸員の総数に占める女性の割合に対して、館長に占める女性の割合が相対的に低いことが改正法に係る国会審議において指摘されており、こうした点等も踏まえ、各館の設置者においては、各館の課題や特色に応じた人材の登用に努めていただきたいこと。

【本件担当】

文化庁企画調整課 博物館振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 4828)

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査すること【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこと【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

博物館法の一部を改正する法律

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第十条」に、「第十条―第十七条」を「第十一条―第二十二條」に、「第十八條―第二十六條」を「第二十三條―第二十八條」に、「第二十七條・第二十八條」を「第二十九條・第三十條」に、「雜則（第二十九條）」を「博物館に相当する施設（第三十一條）」に改める。

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「の精神に基き」を「及び文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）の精神に基き」に改める。

第二条第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九條において同じ。）を除く。）が設置するもので」を削り、同条第二項中「において、」を「において」に、「の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人」を「又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい

う。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「記録をいう」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

第三条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第三条第二項を次のように改める。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三条に次の一項を加える。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

第五条第一項第二号中「大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した」を「次条各号のいずれかに該当する」に改める。

第六条中「学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し

たもの

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

第七条の見出しを「(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)」に改め、同条中「教育委員会は」の下に「、館長」を、「学芸員補」の下に「その他の職員」を加える。

第五章を削る。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「に対し第二十四条」を「又は地方独立行政法人に対し前条」に、「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因る」を「取消しが第十条第一項第一号に該当することによる」に、「及び」を「又は」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十九条第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、第三章中同条を第二十八条とする。

第二十五条を削る。

第二十四条第一項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、同条を第二十七条とす

る。

第二十三条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條中「事項は、」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を、「条例で」の下に「、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ」を加え、同条を第二十五条とする。

第二十一条中「委員は、」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を加え、「教育委員会」を「教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（博物館協議会）」を付する。

第十八条及び第十九条を削る。

第十七条を削り、第二章中第十六条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「博物館の設置者が当該博物館を廃止した」を「前項の規定による届出があつた」に、「博物館に係る登録をま~~つ~~、消しなければ」を「届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のい

ずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第十四条の見出しを「（登録の取消し）」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十六条の規定に違反したとき。
- 四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「したときは」の下に「、速やかにその旨を」を加え、

「博物館」を「登録に係る博物館」に、「速やかにその旨を通知しなければ」を「通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

第十四条を第十九条とする。

第十三条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条第一項中「第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは」を「第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ」に改め、同条第二項中「第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館」を「前項の規定による届出があつたときは、当該届出」に、「しなければ」を「するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところに

より、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

第十二条を削る。

第十一条第一項中「規定による登録」を「登録（以下「登録」という。）」に、「設置しようとする博物館について、左に」を「都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

第十一条第二項各号を次のように改める。

- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

- 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

- 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日

から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会
会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第十条中「この条及び第二十九条において」を削り、「同条」を「第三十一条第一項第二号」に、「に備える博物館登録原簿に登録」を「の登録」に改め、同条を第十一条とする。

第一章中第九条の二を第十条とする。

本則に次の一章を加える。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行

う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するものうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運

営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に学芸員となる資格を有する者は、この法律による改正後の博物館法（以下この条において「新博物館法」という。）第五条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなす。

2 この法律の施行の際現に博物館において学芸員補の職にある者は、新博物館法第六条の規定にかかわらず、この法律の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）以後も引き続き当該博物館において、学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができる。

3 施行日前にされたこの法律による改正前の博物館法（次項及び第六項において「旧博物館法」という。）第十一条の登録の申請であつて、この法律の施行の際、まだその登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

5 前項の規定により新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間における当該博物館についての新博物館法第十八条第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、新博物館法第十八条第一項中「第十三条第一項各号」とあり、及び新博物館法第二十一条第二項中「第十三条第一項第三号から第六号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の第十二条各号」とする。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の六の七第二項第五号中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同条第三項第七号を次のように改める。

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、

若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指

定が同条第二項の規定により取り消された場合 これらの事由が生じた日

第七十条の六の七第五項中「定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「定める」に改め、同項第一号中「登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は」を「事由は、」に改め、同項第二号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に、「第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた」を「同号に掲げる」に改め、同項第三号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に改める。

(美術品の美術館における公開の促進に関する法律及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

- 一 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第二条第二号
- 二 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第二条第二号ハ

理由

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○	博物館法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百八十五号）	博物館法の一部を改正する法律 新旧対照表	目次
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	1
○	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）	19
○	展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）	展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）	23

改正後

改正前

<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条—第十条)</p> <p>第二章 登録 (第十一条—第二十二條)</p> <p>第三章 公立博物館 (第二十三條—第二十八條)</p> <p>第四章 私立博物館 (第二十九條・第三十條)</p> <p>第五章 博物館に相当する施設 (第三十一條)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) 及び文化芸術基本法 (平成十三年法律第四百四十八号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条—第九條の二)</p> <p>第二章 登録 (第十条—第十七條)</p> <p>第三章 公立博物館 (第十八條—第二十六條)</p> <p>第四章 私立博物館 (第二十七條・第二十八條)</p> <p>第五章 雜則 (第二十九條)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行</p>
---	---

い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成す

い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

（新設）

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成す

るため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四・十 (略)

(削る)

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 (略)

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深

るため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

(新設)

三・九 (略)

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

(新設)

十一 (略)

2 博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(新設)

めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の
推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう
努めるものとする。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員と
なる資格を有する。

一 (略)

二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学
芸員補の職にあつたもの

三 (略)

2 (略)

(学芸員補の資格)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補
となる資格を有する。

一 短期大学士の学位(学校教育法第百四条第二項に
規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を
卒業した者に対して授与されるものを除く。))及び
同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を
含む。)を有する者で、前条第一項第一号の文部科
学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し
たもの

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員と
なる資格を有する。

一 (略)

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科
目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、
三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 (略)

2 (略)

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に
入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有
する。

(新設)

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第十条 (略)

第二章 登録

(登録)

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。)の登録を受けるとする。

(登録の申請)

第十二条 前条の登録(以下「登録」という。)を受け

(新設)

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第九条の二 (略)

第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。)に備える博物館登録原簿に登録を受けるとする。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は

ようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

(削る)

、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イ

に掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条

博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(新設)

第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録を

(新設)

(登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博

するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

。博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない

(新設)

(新設)

(新設)

3| 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2| 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

3| 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出な

(登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

(新設)

2| 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出

なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなかつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあ

なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

(新設)

るのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第二十二條 (略)

(削る)

第三章 公立博物館

(削る)

(削る)

(博物館協議会)
第二十三條 (略)

第十六條 (略)

第十七條 削除

第三章 公立博物館

(設置)

第十八條 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九條 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三條第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一條において同じ。）の所管に属する。

(博物館協議会)
第二十條 (略)

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は

は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(削る)

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。

、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

(削る)

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

第二十七条 (略)

第二十八条 (略)

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

(新設)

施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えるこ

とができる。

5| 指定施設は、その事業を行うに当たつては、第三條第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6| 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(削る)

附 則

(施行期日)

1| この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2| 第六條に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

改正後	改正前
<p>（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）</p> <p>第七十条の六の七（略）</p> <p>2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 寄託先美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。</p> <p>六（略）</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合）には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による</p>	<p>（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）</p> <p>第七十条の六の七（略）</p> <p>2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 寄託先美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。</p> <p>六（略）</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合）には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による</p>

納税の猶予に係る期限とする。

一六 (略)

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指定が同条第二項の規定により取り消された場合、これらの事由が生じた日

4 (略)

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の事由は、生じなかつたものとみなす。

二 第三項第七号に定める日から一年を経過する日に

納税の猶予に係る期限とする。

一六 (略)

七 寄託先美術館について、博物館法第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合又は同法第十五条第二項の規定により登録を抹消された場合（当該寄託先美術館が同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして財務省令で定める事由が生じた場合）当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日

4 (略)

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は生じなかつたものとみなす。

二 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が

において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において同号に掲げる場合に該当するものとみなす。

三 第三項第七号に定める日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

6
19 (略)

生じた日から一年を経過する日において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた場合に該当するものとみなす。

三 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

6
19 (略)

○ 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。</p> <p>三〇五 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。</p> <p>イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館</p> <p>ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。</p> <p>イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館</p> <p>ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</p>

○博物館法施行規則

(昭和三十年十月四日)

(文部省令第二十四号)

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条及び第二十九
九条の規定に基き、博物館法施行規則(昭和二十七年文部省令第二十
一号)の全部を改正する省令を次のように定める。

博物館法施行規則

目次

- 第一章 博物館に関する科目の単位(第一条・第二条)
 - 第二章 学芸員の資格認定(第三条―第十七条)
 - 第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当た
つて参酌すべき基準(第十八条)
 - 第四章 博物館に相当する施設の指定(第十九条―第二十四条)
 - 第五章 雑則(第二十五条―第二十九条)
- 附則

第一章 博物館に関する科目の単位

(平二一文科令二二・改称)

(博物館に関する科目の単位)

第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2

博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

(昭四六文令二二・平八文令二八・平一二文令七・平一二
文令五三・平二一文科令二二・一部改正)

(博物館実習)

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館(法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。)又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の教育委員会の指定した博物館

に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

（平二一文科令二二・全改、平二六文科令二六・一部改正）

第二章 学芸員の資格認定
（資格認定）

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同年以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

（平二一文科令二二・一部改正）
（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

（平一二文科令五三・平二一文科令二二・一部改正）
（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができない。

一 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。第九条第三号イにおいて同じ。）を有する者

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者

四 四年以上学芸員補の職にあつた者

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同年以上の資格を有すると認められた者

（平三文令三一・平八文科令二八・平一二文科令五三・平二〇文科令一八・平二一文科令二二・平二四文科令二四・平二九文科令三九・一部改正）

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目	試験認定の必要科目
------	-----------

必須科目		選択科目	
生涯学習概論	博物館概論	文化史	上記科目のうちから受験者の 選択する二科目
博物館経営論	博物館資料論	美術史	
博物館資料保存論	博物館展示論	考古学	
博物館教育論	博物館情報・メディア論	民俗学	
		自然科学史	
		物理学	
		化学	
		生物学	
		地学	

(平八文令二八・平二二文科令二二・一部改正)

(試験科目の免除)

第七条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単

位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

(平三文令三一・平八文令二八・平二二文科令五三・平二〇

文科令一八・平二二文科令二二・一部改正)

第八条 削除

(平二二文科令二二)

(審査認定の受験資格)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

- 一 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者
- 二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者
- 三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者
 - イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者
 - ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者
- ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八

年以上学芸員補の職にあつた者

二 その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

(平三文令三一・平一二文令五三・平一五文科令一五・平一八文科令一一・平二二文科令二二・平二九文科令三九・一部改正)

(審査認定の方法)

第十条 審査認定は、次条の規定により願出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(平二二文科令二二・一部改正)

(受験の手続)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書(別記第一号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願出なければならぬ。この場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができる。第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 受験資格を証明する書類

二 履歴書(別記第二号様式により作成したもの)

三 戸籍抄本又は住民票の写し(いずれも出願前六月以内に交付

を受けたもの)

四 写真(出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの)

2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもつて代えることができる。

3 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願出する者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならぬ。

4 審査認定を願出する者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等

二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類

(昭四二文令一九・平一二文令七・平一二文令五三・平一五文科令一〇・平二二文科令二二・平二四文科令二四・平二七文科令三四・一部改正)

(試験認定合格者)

第十二条 試験科目(試験科目の免除を受けた者については、その

免除を受けた科目を除く。)の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。)であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書(別記第三号様式によるもの)を文部科学大臣に提出しなければならない。

(昭四七文令一六・平二一文科令二二・一部改正)

(審査認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

(平二一文科令二二・一部改正)

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書(別記第四号様式によるもの)を授与する。

2 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書(別記第五号様式によるもの)を授与する。

3 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願ひ出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

(平一二文令七・平二一文科令二二・一部改正)

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明

を願ひ出たときは、合格証明書(別記第六号様式によるもの)を交付する。

2 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書(別記第七号様式によるもの)を交付する。

3 以上の試験科目について合格点を得た者(筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。)がその科目合格の証明を願ひ出たときは、筆記試験科目合格証明書(別記第八号様式によるもの)を交付する。

(平二一文科令二二・一部改正)

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 試験認定を願ひ出る者	一科目につき 千三百円
二 審査認定を願ひ出る者	三千八百円
三 試験認定の試験科目の全部について免除を願ひ出る者	八百円
四 合格証書の書換え又は再交付を願ひ出る者	七百円
五 合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
六 筆記試験合格証明書の交付を願ひ	七百円

出る者	
七 筆記試験科目合格証明書の交付を 願ひ出る者	七百円

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書に貼るものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定に基づき申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならぬ。

3 納付した手数料は、これを返還しない。
 （昭四一文科令四二・昭五〇文科令二七・昭五六文科令八・昭五九文科令二・昭六二文科令四・平元文科令八・平三文令三・平六文科令四・平九文科令一・平一二文科令七・平一六文科令一三・平二一文科令二二・令元文科令二七・一部改正）
 （不正の行為を行った者等に対する処分）

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付

した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

3 前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

（平一二文科令七・平二一文科令二二・一部改正）

第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準
 （平二三文科令四四・追加）

第十八条 法第二十二條の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。
 （平二三文科令四四・追加）

第四章 博物館に相当する施設の指定
 （平二三文科令四四・旧第三章繰下）
 （申請の手続）

第十九条 法第二十九條の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は

指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

一 当該施設の有する資料の目録
二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面

三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類

四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

（昭四六文令二二・平一二文令五三・平一五文科令五六・平一六文科令一五・平二一文科令二二・一部改正、平二三文科令四四・旧第十八条繰下、平二六文科令二六・一部改正）
（指定要件の審査）

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
 - 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
 - 三 学芸員に相当する職員がいること。
 - 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 五 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

（昭四六文令二二・平一二文令五三・一部改正、平二三文科令四四・旧第十九条繰下、平二六文科令二六・一部改正）
（報告）

第二十一条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

(昭四六文令二二・全改、昭五八文令二一・平一二文令五三・平一五文科令五六・平一六文科令一五・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

第二十二條 削除

(昭四六文令二二)

第二十三條 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

(昭四六文令二二・平一二文令五三・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

(指定の取消)

第二十四條 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

(昭四六文令二二・昭五八文令二一・平六文令三七・平一二文令五三・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

改正)

第五章 雑則

(平二三文科令四四・旧第四章繰下)

(学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十五條 第五条第一号及び第九条第三号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者

二 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

(平三文令三一・平二二文科令二二・一部改正)

(短期大学の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十六條 第五条第二号及び第九条第三号ロに規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、

旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成

諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学

予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了

し、又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第一百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者

(平二二文科令二二・一部改正)

(修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十七條 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、

学校教育法施行規則第一百五十六条各号のいずれかに該当する者を
含むものとする。

(平二一文科令二二・追加)

(博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる
者)

第二十八条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、

次に掲げる者を含むものとする。

一 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による博士の称号を有す
る者

二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

(平三文令三一・一部改正、平二一文科令二二・旧第二十

七条繰下・一部改正)

(専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる
者)

第二十九条 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、

外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むも
のとする。

(平二一文科令二二・追加)

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 試験認定を受ける者のうち、博物館法の一部を改正する法律

(昭和三十年法律第八十一号) 附則第三項の規定により学芸員と

なる資格を有する者にあつては、第六条第二項の規定にかかわら

ず、選択科目の試験を免除する。

(略)

附 則 (令和二年一二月二八日文科省令第四四号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次
項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、

この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当
分の間、これを取り繕って使用することができる。

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成二十三年十二月二十日)

(文部科学省告示第百六十五号)

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十五年文部科学省告示第百十三号)の全部を次のように改正する。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)を扱うよう努めるものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定

管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を

行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、

当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深

め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
- 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適

切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサ

サービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗

難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

博物館実習 ガイドライン

2009（平成21）年4月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目 次

はじめに	1
ねらい	3
1. 学内実習	4
(1) 見学実習	5
(2) 実務実習	6
(3) 事前・事後指導	7
2. 館園実習	8
3. 留意事項	10
(参考) 館園実習実施計画例	13

はじめに

博物館実習は、博物館法施行規則第1条に基づき、大学において修得すべき博物館に関する科目の一つとされており、登録博物館又は博物館相当施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとされている。

大学における学芸員養成教育においては、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館情報・メディア論、博物館教育論等の講義を通じて、広範にわたる専門的な事項について理論的・体系的に学ぶこととされているが、博物館の専門的職員たる学芸員としてのスタートが切れるだけの基本的な素養を身につけるためには、それらの知識・技術や理論を生かして現場で博物館資料を取り扱ったり、利用者に対応するなどの実践的な経験や訓練を積むことが必要である。

このため、大学において履修すべき博物館に関する科目においては、学芸員制度が発足した昭和26年の博物館法制定を受けた翌27年の博物館法施行規則制定当初から博物館実習3単位が必修とされ、平成8年の改正により、博物館実習の一層効果的な実施を図るため、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含む3単位が必修となっている。

博物館実習は、実習生を受け入れる博物館にとっても、定期的の実習生を指導することによる基礎・基本の確認や、第三者の視点から日常業務を確認したり、博物館活動を見直す機会にもなっている。一方で、受け入れ体制が不十分であったり、博物館実習に臨む大学及び学生の態度や目的意識が千差万別であることなどから、実習の受け入れが大きな負担となっている博物館も多く、大学や学生の期待に十分こたえられる実習内容を提供できない場合もある。このことは、博物館実習の具体的な目的や内容が規定されておらず、各大学や博物館の判断に任されてきたことにも一因がある。

こうした状況を踏まえ、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議では、報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」（平成19年6月）において、「博物館実習については、これまで以上に大学と博物館の連携・協力を緊密にし、その内容を精査することが求められる。特に、実習の実態については、その扱いが大学や受入先の博物館によりかなり差があり、参考となる実習内容を例示する必要がある。ただし、見直しの際には、年間約1万人の学生が実習を行うことを考慮し、受け入れ側である博物館に過度の負担がかかることのないよう配慮しながら検討することが必要である。」と提言している。

このため、文部科学省においては、平成21年3月の博物館法施行規則の改正を機に、「博物館実習のガイドライン」を作成し、博物館に関する科目を設置する大学及び博物館実習を受け入れる博物館の参考に資するよう、その目安となる実習内容と留意事項を示すこととした。社会教育施設である博物館は、学芸員をはじめとする博物館に関する人材を育成する責務も有しており、そのことを通じて博物館全体の質の向上につながることを改めて認識する必要がある。本ガイドラインは、博物館実習が必ずこれに沿って実施されなければならないことを示す性質のものではないが、各大学や博物館においては、これまでその創意工夫により進めてきた博物館実習の取組の中に、本ガイドライン

で示す内容を適宜取り込むことにより、より一層の改善充実に尽力されることを期待したい。

なお、本ガイドラインは、平成24年4月より施行される改正後の博物館法施行規則を踏まえて作成しているが、各大学及び博物館においては、その施行前においても本ガイドラインを参考にしつつ、博物館実習が真に効果的なものとなるよう取り組むことが望まれる。

文部科学省では、今後とも本ガイドラインがより質の高い学芸員を養成することに資するよう継続的に見直すこととしており、関係者の皆様からの積極的な提言を期待したい。

ねらい

- 博物館実習は、学芸員養成教育において学んだ知識・技術や理論を生かして、学内及び館園での実体験や実技を通して、学芸員として必要とされる知識・技術等の基礎・基本を修得することを目標とする。
- 博物館実習は、大学における学芸員養成教育の最終段階における科目と位置づけることを基本とするが、その準備段階として早期から館園見学や学内での実務実習等を通じて博物館の仕事や役割に関する理解を深めていくことが望ましい。
本ガイドラインは、「学内実習」、「館園実習」及び「留意事項」の三本立てで構成されており、「学内実習」及び「館園実習」を実施する上で大学と博物館の双方が認識すべき指針を示すとともに、博物館実習全体としての留意事項を提示している。
- 「学内実習」においては、博物館における館園実習の事前・事後指導と他の科目の補足を兼ねて、学内の実習施設等において資料の取り扱いや収集、保管、展示、整理、分類等の方法、調査研究の手法等について学ぶことを目的とする。
- 「館園実習」においては、学内実習で学んだ内容を博物館の現場で実際に経験することで、博物館の理念や設置目的、業務の流れ等に対する理解を深めると同時に、博物館資料の取り扱いや教育普及活動、来館者対応等実務の一端を担うことにより、学芸員としての責任感や社会意識を身に付け、博物館で働く心構えを涵養することを目的とする。

1. 学内実習

①目的

- ・ 学内実習は、博物館における館園実習の準備と他の科目との関係性を踏まえて実施することとし、(1)多様な博物館の姿を観察する「見学実習」、(2)資料を実際に取り扱う「実務実習」、(3)初回と最終回に実施する「事前・事後指導」から構成することが望ましい。

②単位・時間数

- ・ 学内実習は、2単位相当以上とし、延べ60時間から90時間程度以上実施する。
(注) 実習の単位数については、大学設置基準上、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされている。したがって、例えば、通年授業においては週1コマ(1単位45時間の場合、年間45コマ)以上、 Semester制での半期授業においては週2コマ以上に相当する。
- ・ 集中形式での実施も可能とする。

③実習施設

- ・ 学内実習のための施設(博物館実習室等)・設備・備品を自ら責任を持って確保することが必要である。
なお、学内の附属博物館等を活用することが望ましい。

④指導体制

- ・ 博物館実習の担当教員が指導する。
- ・ 専門領域に応じて、複数の教員が指導することが望ましい。
- ・ 担当教員の指導可能な範囲を超える指導が必要な場合は、現職学芸員等を非常勤講師として招へいするなどして、適宜様々な分野の専門家の助力を仰ぐ。

(1) 見学実習

①履修の順序・実施時期

- ・ 見学実習は、基本的には各大学の事情に応じて実施することになるが、学内における実務実習・館園実習の前段階として早い時期に実施し、様々な博物館の運営実態を学ぶという観点から見学し、他の博物館に関する科目で習得した知識を深めると効果的である。

②形式

- ・ 見学実習に際しては、教員が引率し、博物館職員の解説を伴うバックヤードの見学を含めることが望ましい。
- ・ 学生が単独で見学に臨む自由（自主）見学を課す場合は、レポート等のテーマ設定（展示物の配置、照明と採光、展示資料の解説・キャプション、動線、来館者サービス等）を付すことが望ましい。

③見学する博物館

- ・ 各大学及び地域の事情に応じて、個々の大学が選択する。
- ・ 様々な規模、設置主体（国立／公立（首長部局・教育委員会）／私立（財団法人・社団法人・宗教法人・株式会社・個人等）、館種（歴史博物館／美術館／自然史博物館／科学館／動物園／水族館／植物園／天文台・プラネタリウム等）を組み込み、多様な博物館の姿を観察することが望ましい。

④見学実習費

- ・ 入館料・実習費等は、必要に応じて大学側（個人が大学に支払う分を含む。）が負担する。

⑤実習中の保険加入

- ・ 対物、対人等の保険を含め、大学において加入する。

⑥大学と博物館との連携

- ・ 見学実習に当たっては、大学の担当教員が博物館と事前調整を行い、実施内容や説明ポイント等について打ち合わせをすることが望ましい。
- ・ 大学は、学生に対し、見学する博物館に関する基本的な情報を提供し、それに基づく事前指導あるいは学生自身による調べ学習を実施すると効果的である。
- ・ 博物館は、大学に対し、実習実施に関する注意点・要望等を提案することが望ましい。

(2) 実務実習

①受講人数

- ・ 実務実習は実技科目であり、資料を実際に取り扱う科目であることを考慮して、人数制限を設ける。
- ・ 1クラスにつき15名以下で実施することが望ましい。

②実施場所

- ・ 学内に附属博物館を有する大学においては、附属博物館において実施し、その施設や設備、機材、備品、材料等を十分に活用する。
- ・ 学内に附属博物館が設置されていない大学においては、資料の取り扱いなどを行いやすい場所(広い空間、大きな作業机、畳敷き等)で実施する。

③実習内容

- ・ 実習に必要な資料や教材を整備した上で、以下を参考に実施する。
 - i 資料の取り扱い及び整理・分類に関するもの
 - ii 資料の調査・研究方法に関するもの
 - iii 展示の方法(企画・立案・製作・列品など)に関するもの
 - －展示製作、もしくは展示設計・擬似展示製作(展示を模型で製作する)
 - －展示の解説技術
 - iv 教育普及活動・交流事業の企画立案(広報も含む)等
 - v 博物館における学芸庶務
 - －展示製作実施等に関わる予算案の作成等
 - －その他、博物館業務として必要なもの

(3) 事前・事後指導

①履修の時期

- ・ 学内実習を含めた「博物館実習」全体では、初回と最終回に実施することが望ましい。
- ・ 館園実習に伴う事前・事後指導は、館園への派遣前及び派遣後に実施する。

②時間数・日数

- ・ 「博物館実習」全体の事前・事後指導については、各大学の事情に応じてその裁量に委ねる。
- ・ 館園実習に伴う事前・事後指導は、少なくとも各2時間以上を確保する。

③指導内容

- ・ 「博物館実習」全体の事前指導では、実習の目的・内容、履修・評価の方法等を明確にする。
- ・ 館園実習に伴う事前指導では、実習に当たっての心構え(学芸員の倫理、社会人としてのルール・マナー、文章表現・レポート作成のきまり等)について指導する。なお、館園実習に際しては、博物館に対して事前指導の内容について情報提供することが望ましい。
- ・ 館園実習に伴う事後指導では、実習を体験しての反省・自己評価等をもとに、課題解決のための指導を実施する。

2. 館園実習

①目的

- ・ 博物館資料の収集、保管、展示、整理、調査研究、教育普及等の学芸員の業務と博物館運営の実態を、実務を体験することによって理解する。
- ・ 博物館園での実務体験によって、大学で学んできた博物館像を確認する。

②単位・時間数

- ・ 1単位相当以上とし、延べ30時間から45時間程度以上実施する。

③履修の順序・実施時期

- ・ 博物館の理念や歴史、資料の取り扱い方等の博物館学及びそれぞれの専門研究分野の基礎を学んだ上で履修することが望ましい。
- ・ 学芸員養成課程の最終段階で実施することを基本とする。
- ・ 具体的には、博物館と大学の両者が意思疎通を図り、双方が可能な時期を選んで実施する。

④受講人数

- ・ 受け入れる館園の規模や事情によって異なるため、各博物館は、受け入れ可能な人数をホームページ上等で公開することが望ましい。

⑤実習期間

- ・ 5日間以上とする。

⑥実習先

- ・ 登録博物館又は博物館相当施設（大学附属博物館を含む）において実習を行うことが望ましい。大学においてこれに準ずるものとして認める施設の場合、収集、保管、展示、調査研究等の博物館の基本的機能を有し、常勤の専門職員が配置されている館園を中心に、その効果を十分検討した上で認めること。
- ・ 博物館と大学は、次の方針を予め明確にする。特に博物館は、受け入れ人数や実習中のカリキュラム等を事前に公表しておくことが望ましい。
〔博物館〕受け入れ基準・人数、選考方法、費用、実習内容、評価の視点、事前調整・打ち合わせ等
〔大学〕派遣対象者の選考方法、実習費、学内実習の成果、実習内容、評価方法等
- ・ 実習に関し、博物館と大学が文書によって双方の責任の所在を確認することが望ましい。

⑦ 実習生の専門分野と館種の関係

- ・ 実習館園と実習生の専門分野が一致、もしくは隣接していることが望ましい。(入館者への対応や博物館全般に通用する業務や博物館の仕組みを理解するという観点からは、どのような専攻分野でも対応できるが、資料の取り扱いや実務経験の観点からは、専門性がまったく異なることは効果的でないことに留意すること。)
- ・ 基本的には、博物館の受け入れ方針に従うものとする。

⑧ 実習内容

- ・ 講義形式のみならず、博物館の現場で実物資料に即した博物館の活動を体験し、その館園で実際に実現可能な活動を自ら企画・立案することができる内容とする。
- ・ 受け入れる博物館の理念や地域貢献に関わることを、事業の背景として伝えるような内容が望ましい。
 - ・ 具体的には、次のような内容が考えられ、実務を体験することにより、学芸員の業務を中心に博物館の業務の多様性を認識する。
 - i 学芸業務の実際(展示作業、資料整理、教育普及事業の実施、調査の実施、広報活動等の業務を補助する。)
 - ii 資料の受け入れから展示活用まで(業務の流れに即して、具体的な実務を体験する。)
 - iii 館の施設設備と学芸業務以外の実務(受付、監視、保守点検、博物館ボランティアが行っている活動等を体験する。)

⑨ 実習費等

- ・ 各博物館と大学の規定による。

⑩ 実習中の保険加入

- ・ 対物・対人保険を含め、大学もしくは学生が予め加入して実習に臨む。

⑪ 指導体制

- ・ 常勤の専門職員(学芸員、技師等)あるいは、専門的な指導を行うことができる常勤の職員が指導を担当する。

⑫ 評価

- ・ 実習生を送り出す大学の教員が行う。大学は、予め評価基準を設けておくことが望ましい。
- ・ 受け入れる博物館園は、実習生の勤務態度や実習への取り組み姿勢に対するコメントを付すなど、大学側が成績をつける際の参考になるように協力する。

3. 留意事項

〔大学〕

- 博物館実習は、他の博物館に関する科目（講義）と密接な関係にあることを認識の上、博物館展示論や博物館資料保存論等で実技を取り入れる場合は、博物館実習で取り扱う内容と事前に十分に摺り合わせを行い、役割分担を行うこと。
- 博物館実習を実験等の他の科目で代替して開講することは、適切ではないため、厳に慎むこと。
- 限られた時間内での博物館実習では、博物館の仕事の一端を垣間見るに過ぎないため、学芸員養成教育（課程）全体を通じて、学生が多様な展示を見学し、現場を学べるよう、学生の自主性に任せて様々な博物館を見学するよう指導すること。特に、博物館実習を契機に、機会あるごとに、より多くの博物館を見学するよう促すこと。
- 館園実習は、基礎実習と専門実習のように修得段階に応じて複数回実習を行ったり、大学附属博物館における展示の企画・制作や、博物館のインターンシップ制度を活用した実習等の実践例もあり、各大学において効果的な実施方法を工夫すること。
- 学芸員の仕事は対人関係が多く、信頼性やコミュニケーション能力が求められることから、学生に対して知識・技術の習得のみならず、優れた識見と人格を有する全人的な向上に努める必要があることを指導すること。
- 学芸員は、生涯学習社会における社会教育指導者として、人々の多様な学習ニーズを把握し、学習活動を効果的に支援する必要があること、また、博物館は=地域住民やボランティアをはじめとする多くの人々に支えられているという認識を持つよう指導すること。
- 常日頃から実習受け入れ先となる博物館との連携・協力が緊密なものとなるよう努めること。
- 学芸員として多様な活動を経験する観点から、学生に対し、積極的に博物館のインターンシップ制度の活用や、博物館ボランティア等への参加が有意義であることを指導すること。

- 大学は、学芸員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習先の博物館に送り出すことが求められる観点から、場合によっては実習に出さないという判断や、実習の中止を含む対応もあり得ること。

〔博物館〕

- 博物館は、学芸員をはじめとする博物館に関する人材を育成する役割を有していることを自覚し、次世代の学芸員を育てるという気概を持って、館務に支障のない範囲内で組織的に博物館実習を受け入れる体制を整備すること。
- 博物館実習は、学芸員を志向する学生自らが、大学の学芸員養成教育において学んだ知識・技術や理論を生かして現場での実践的な経験を行うことによって、学芸員としてのスタートが切れるだけの基本的な素養を身に付ける科目であると同時に、その適正や進路を考える貴重な機会であることを認識し、単なる講義や事務補助等にとどまらない実習内容を提供するよう配慮すること。
- 実習生が受け身一辺倒とならず、自ら考え、学芸員として必要な企画・立案能力を養うことができる内容となるよう工夫すること。
- 常日頃から実習生を派遣する大学との連携・協力が緊密なものとなるよう努めること。

(参考)

館園実習実施計画例

(注) 本実習計画例は、各博物館において館園実習の計画を作成する際の参考となるよう提示するものであり、実際の計画の作成に際しては、各館園の規模や実情、実習生の人数や大学側の要請等に応じて適切に判断すること。

また、本実習計画例は10日間で実施する場合の内容を例示したものであり、各大学や館園の判断により、より短期もしくは長期の実習計画を作成することが可能であることに留意すること。

館園実習実施計画例（歴史系博物館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備に関する実習 施設・設備の見学と課題の検討（利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等）
第2日目	午前	展示教育に関する実習① 常設展示の課題発見調査と利用者動向の調査（インタビュー、アンケート等）
	午後	展示教育に関する実習② 展示手法の学習、展示調査と利用者動向調査の結果による課題の検討・協議
第3日目	午前	管理業務に関する実習 受付業務体験、博物館事務等の補助
	午後	展示教育に関する実習③ 展示内容の学習、展示解説の実務（1コーナー程度を実際に模擬解説）
第4日目	学芸員の一身体験 指導担当学芸員のアシスタントとして、一日同行	
第5日目	午前	教育・普及に関する実習 ホームページの作成、印刷物（ニュース・図録・ポスター等）の編集・校正 実務等の学習・補助
	午後	教育・普及に関する実習 講座、講演会、レファレンス等の補助
第6日目	午前	資料の取扱いに関する実習① 資料の取り扱い、洗浄・清掃・手入れ等の実務
	午後	資料の取扱いに関する実習② 資料の観察・計測、資料カードの作成、データ入力等の実務
第7日目	午前	資料の取扱いに関する実習③ 資料の梱包・開梱の実務
	午後	調査・収集に関する実習 資料の現地調査、収集・運搬等の補助
第8日目	午前	資料の写真撮影に関する実習 機材操作、カメラワーク、ライティング等の実務
	午後	保存・修復に関する実習 収蔵庫の配架方法・セキュリティー対策・保存対策の見学・学習、 資料の修復・復元等の実務
第9日目	午前	資料の展示に関する実習① 展示計画の作成、展示資料の選定（模擬展示）
	午後	資料の展示に関する実習② パネル・キャプション類作成等の実務
第10日目	午前	資料の展示に関する実習③ 資料の列品、ライティング等の実務（模擬展示）
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

- (注1) 歴史系博物館は、考古・歴史・民俗・文学等と対象が広く、学芸員の専門領域もさまざまであることから、実習内容は各分野の実情に応じて展開すること。
- (注2) 本計画案では、前半はコミュニケーション（交流）とマネジメント（経営）、後半はコレクション（資料）に中心を置いているが、各館の事情を踏まえ、適切な日程を組むこと。

館園実習実施計画（美術館の例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備の見学と課題の洗い出し 利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等
第2日目		管理運営に関する実習 障害者、高齢者を含む利用者への対応、ミュージアム・ショップ、危機管理等の業務の体験・補助
第3日目		広報に関する実習 ホームページ管理、クレームを含む問合せ対応、プレスリリース作成、展覧会利用者の出口調査等の業務の体験・補助
第4日目		教育普及事業（鑑賞教育）に関する実習 ワークシート、ワークショップ、ガイドツアー、講座、講演会等の業務の体験・補助
第5日目		教育普及事業（造形活動）に関する実習 幼児から小中学生の受入れ・創作活動、大人向けの造形講座等の業務の体験・補助
第6日目		収集に関する実習 収集の仕組み、収集調査の方法、作品データ採取とカード作成、データベース管理等
第7日目		作品の取扱いと保存・修復に関する実習 作品点検と調書作成、梱包と輸送、素材ごとの収集方法、IPM対策を含む収蔵庫管理等
第8日目		収蔵品の展示に関する実習① 展示テーマの設定、出品作品の選定、作品データに基づく出品リストの作成、展示図面の作成等
第9日目		収蔵品の展示に関する実習② 作品キャプションの作成、解説パネルの作成等
第10日目	午前	収蔵品の展示に関する実習③ 収蔵庫からの搬出、陳列作業、照明等
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

（注）本計画案では、6日目以降に重点を置いており、美術館の現場でなければできないこととして、作品とデータの取扱いを含めモノと接する時間を重視し、現場の条件に合わせて問題解決の対応を図る体験を優先的に考えている。実施に際しては、各館の事情を踏まえて適切な日程を組むこと。

館園実習実施計画例（自然史系博物館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備の見学と課題の検討 利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等
第2日目	午前	コレクションマネージメントの理解 標本資料の収集の倫理及び方針、管理の方針と方法等について
	午後	資料保存の方法に関する実習（害虫駆除、I PM等） 展示室または収蔵庫の保存環境の実際（解説と測定）
第3日目	午前	動物資料の収集と保管方法に関する実習 収蔵庫の保存環境や収集方法、標本資料の収集・分類・整理と管理について
	午後	調査研究方法と標本作製方法に関する実習① 動物の形態観察や標本作製等
第4日目	午前	植物資料の収集と保管方法に関する実習 収蔵庫の保存環境や収集方法、標本資料の収集・分類・整理と管理について
	午後	調査研究方法と標本作製方法に関する実習② 植物の形態観察や標本作製等
第5日目	午前	展示・教育活動の理解（展示・教育方針の説明等）
	午後	利用者体験（展示見学、教育活動への参加）
第6日目	午前	展示室における利用者の観察（利用者調査等）
	午後	展示室における利用者の観察と対応に関する実習（指導補助等）
第7日目	午前	展示解説に関する実習① 解説プログラムの企画
	午後	展示製作に関する実習① 構成図面やモデル等を用いた実習
第8日目	午前	展示製作に関する実習② 展示パネルの作成方法等の実習
	午後	展示製作に関する実習③ 展示パネルの作成方法及びライティング実習等
第9日目	午前	展示解説に関する実習② 解説プログラムの作成
	午後	展示解説に関する実習③ 模擬解説の実施
第10日目	午前	展示・教育活動と資料収集・研究活動の関わり、研究成果や博物館資料の公開・情報発信・社会還元、地域との連携についての考察 学芸員による講義、研究成果としての展示の見学、実習生どうしの討議等
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

- (注1) 本計画案では、実習の前半に博物館経営に関する基礎的な解説を行い、また各事業の基本方針に係る解説をそれぞれ冒頭部分を行うことを念頭に置いているが、各館の状況を踏まえ、適宜入れ替えを考慮すること。
- (注2) 取り扱う博物館資料の実情を踏まえ、ここに例示した動物、植物以外の地質や化石、人類、水族等の標本資料を扱うことも考慮すること。
- (注3) 展示室または収蔵庫の保存環境の実際は、実習期間中、継続的に測定することも考慮すること。
- (注4) 展示解説の実際は、本計画案では人による解説を想定しているが、各館の状況を踏まえて、印刷物や図録の編集の紙媒体による解説やミニ展示の企画等に適宜読み替えて展開することを考慮すること。

館園実習実施計画例（科学館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備の見学と課題の検討 利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等
第2日目	午前	情報の公開と管理に関する実習 広報活動、誘致活動、個人情報保護等について（印刷物やホームページ等各種媒体の事例を用いた実習）
	午後	利用者の視点で展示の体験・見学
第3日目	午前	利用者対応に関する実習① 施設・設備見学、展示体験・見学を踏まえ、利用者のニーズ、利用者へのホスピタリティ等の実習（解説と模擬実演等）
	午後	利用者対応に関する実習② 受付、フロア案内、展示の解説や操作説明等の補助
第4日目	午前	調査研究の方法に関する実習 資料研究や教育研究、展示研究等について（各種資料や報告書、紀要等を用いた実習）
	午後	資料類の取扱・管理に関する実習 実物や模型、図面、実験装置や薬品等の取扱方法や管理方法について
第5日目	午前	展示製作の流れ（構想書や図面、試作モデル等を用いた実習）
	午後	展示の手法と技術、安全性（展示物を用いた実習）
第6日目	午前	展示の保守管理の方法（保守管理記録や技術データを用いた実習）
	午後	展示の保守管理に関する実習（展示物の巡回点検、修理等の補助）
第7日目	午前	教育プログラムの開発に関する実習（実験や工作等の体験、プログラム案の試作等）
	午後	教育普及活動の補助（実験ショーや工作教室等での実演、指導等の補助）
第8日目	午前	館内調査研究実習① 利用者の動向調査や展示の評価、教育プログラムの施策等、調査研究のテーマと手法を設定
	午後	館内調査研究実習② 設定したテーマと手法に基づき実践
第9日目	午前	同上
	午後	館内調査研究実習③ 調査研究結果の整理、分析、まとめ
第10日目	午前	9日間の実習の内容を踏まえ、博物館側の視点で展示を体験・見学
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

- (注1) プラネタリウムを併設している館の場合は、教育プログラム開発や教育普及活動の補助の一環としてプラネタリウム活動を組み込むことも考えられる。
- (注2) 館内調査研究実習の実施期間や実施内容、実施方法等は、各館の実情に合わせて設定が可能であることに留意すること。

館園実習実施計画（動物園・水族館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備の見学と課題の検討 利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等
第2日目	午前	飼育実習① 動物・水族の観察等による健康確認と記録
	午後	飼育実習② 水質や室温等の飼育環境測定、飼育環境の維持と改善作業
第3日目	午前	飼育実習③ 調餌作業、給餌作業（例：魚類・陸棲哺乳類・鳥類）
	午後	飼育実習④ 調餌作業、給餌作業（例：海棲哺乳類・両生類・爬虫類）
第4日目	午前	飼育実習⑤ 野外での生物調査、観察、採集、輸送
	午後	飼育実習⑥ ホルマリン漬け、剥製、骨格標本等の作成及び管理
第5日目	午前	展示解説活動等の補助（例：給餌解説、バックヤードツアー、スポットガイド）
	午後	教育普及活動等の補助（例：ワークシート作成、遠隔授業、観察会、移動水族館）
第6日目	午前	利用者の動向調査またはアンケート調査のための討議 （例：来館動機、会話収集、展示評価、動線追跡等の調査手法について協議）
	午後	利用者の動向調査またはアンケート調査のための調査票作成 （例：調査用紙の記入内容、集計方法、データ解析のための調査票作成）
第7日目	午前	利用者の動向調査またはアンケート調査 （例：定点観測、追跡調査、出口調査、直接対話）
	午後	利用者の動向調査またはアンケート集計、まとめ （例：データ集計と分析、考察、報告書作成、プレゼンテーション）
第8日目		解説板や展示の企画・制作① （例：特別展、企画展の企画書作成、イメージパース図、PPT作成）
第9日目		解説板や展示の企画・制作② （例：特別展、企画展の企画書作成、イメージパース図、PPT作成）
第10日目	午前	展示企画のプレゼンテーション （例：企画書、イメージパース図、PPT等を使ったプレゼンテーション）
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

（注）本計画案では、10日間で実施する場合の最低限の内容を例示しているが、各大学や館園の判断によって、10日間以上の実習計画を策定し、より充実した内容とすることが可能であることに留意すること。

館園実習実施計画例（植物園の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	植物栽培、展示施設の見学と課題の検討 庭園や温室等栽培施設における植物配置と展示状況、利用者動線、バックヤード、入園管理、バリアフリー等
第2日目	午前	コレクションマネジメントの理解 標本資料の収集と管理の方針、方法等について
	午後	コレクションに必要な知識の学習（特に学名について）
第3日目	午前	植物資料の収集と保管方法に関する実習① 植物標本の採集と作成
	午後	展示・教育活動と情報発信に関する実習① 植物写真の撮影
第4日目	生きた植物コレクションの管理実習① 鉢物の植え替え、名札ラベルの書き換え等	
第5日目	生きた植物コレクションの管理実習② 水やり、剪定等	
第6日目	植物資料の収集と保管方法に関する実習② ラベル作り、標本貼付作業等	
第7日目	植物資料の収集と保管方法に関する実習③ 標本の同定と標本室への収納等	
第8日目	植物資料の収集と保管方法に関する実習④ データベース入力等	
第9日目	展示・教育活動と情報発信に関する実習② 展示解説の作成等	
第10日目	午前	展示・教育活動と情報発信に関する実習③ 教育普及活動等の補助、問い合わせについての対応等
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

（注）実施する植物園の実情を踏まえ、1）生植物の管理、2）標本資料等の管理、3）展示教育活動についての実習ウエイトを適宜調整すること。